

水洗化のすすめ

快適で住みよい生活環境を

大洲市公共下水道事業



大 洲 市

# 目 次

◎ 公共下水道事業概要	
I 公共下水道事業について	1
II 事業の概要について	1
(下水道計画一般平面図 (汚水))	2
(肱北処理区 面整備計画図)	3
◎ 公共下水道事業受益者負担金	
I 受益者負担金制度について	4
II 受益者負担金制度の概要について	4
(別表 1) 受益者負担金徴収猶予基準	6
(別表 2) 受益者負担金減免基準	7
◎ 公共下水道使用料	
I 使用料について	9
II 使用料の法的根拠について	9
III 下水道使用料について	9
◎ 排水設備の設置	
I 設置の意義について	11
II 水洗便所改造資金融資あっせん制度について	12
◎ その他	
○ 公共汚水柵設置承諾書 (様式)	14
○ 大洲市公共下水道排水設備指定工事店一覧表	15

# 公共下水道事業概要

## I 公共下水道事業について

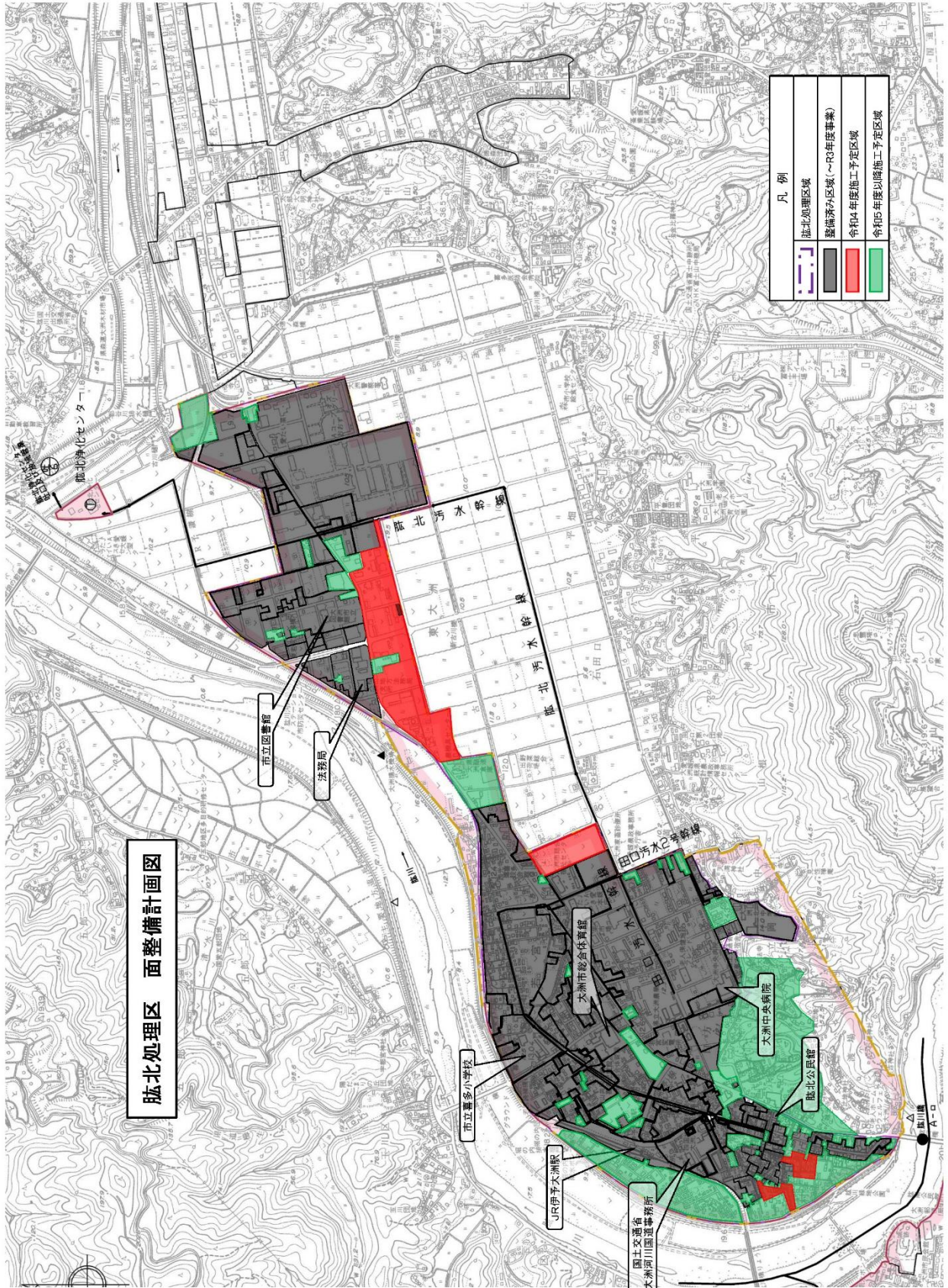
- 県内最大河川である「肱川」の優れた水環境を保全することは、大洲市民にとって重要な課題であり責務であることから、市民生活の環境整備と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を市の重点施策に位置付けて、事業を推進しているところです。
- 当事業は、昭和63年度から肱南処理区の事業に着手し、現在までに事業計画区域101.2haのうち、山林部分を除く区域の污水管渠の整備（面整備）をほぼ完了しており、令和2年度末での水洗化率は91.1%、接続率は89.5%になっており、現在は水洗化率及び接続率の向上に努力しているところです。
- 肱北処理区については、平成10年度から事業に着手し、現在は、事業計画区域191.2haの污水管渠の整備（面整備）を実施中で、令和2年度末までの污水管渠の面整備率は67.9%、水洗化率は40.4%、接続率は36.7%となっています。  
今後も、引き続き肱北処理区の早期完成を目指すとともに、接続率の向上に努めていきたいと考えております。
- また、人口の減少や厳しい財政状況など、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化してきており、さらに効果的な污水处理施設整備を進めていくために、全体計画の見直しが必要になったため、平成28年度に全体計画区域及び事業計画の見直しを行いました。

## II 事業の概要について

- 事業内容（規模等）

	全 体 計 画		事 業 計 画	
	肱南処理区	肱北処理区	肱南処理区	肱北処理区
計画処理区域	101.2ha	234.7ha	101.2ha	207.2ha
計画処理人口	2,090人	5,280人	2,640人	5,500人
計画汚水量(日最大)	1,100m <sup>3</sup>	3,350m <sup>3</sup>	1,400m <sup>3</sup>	3,350m <sup>3</sup>
排除方式	分流式（污水と雨水を別々の管に流す方式）			





# 公共下水道事業受益者負担金

## I 受益者負担金制度について

- 公共下水道事業は、下水道整備により利益を受ける人（地域）が限定されるため、その利益を受ける方々に対して、事業費の一部を負担していただいています。
- この負担金により、安定した財源の確保を図り、もって事業の計画的な推進に資することができます。この負担金制度の名称が「受益者負担金制度」です。

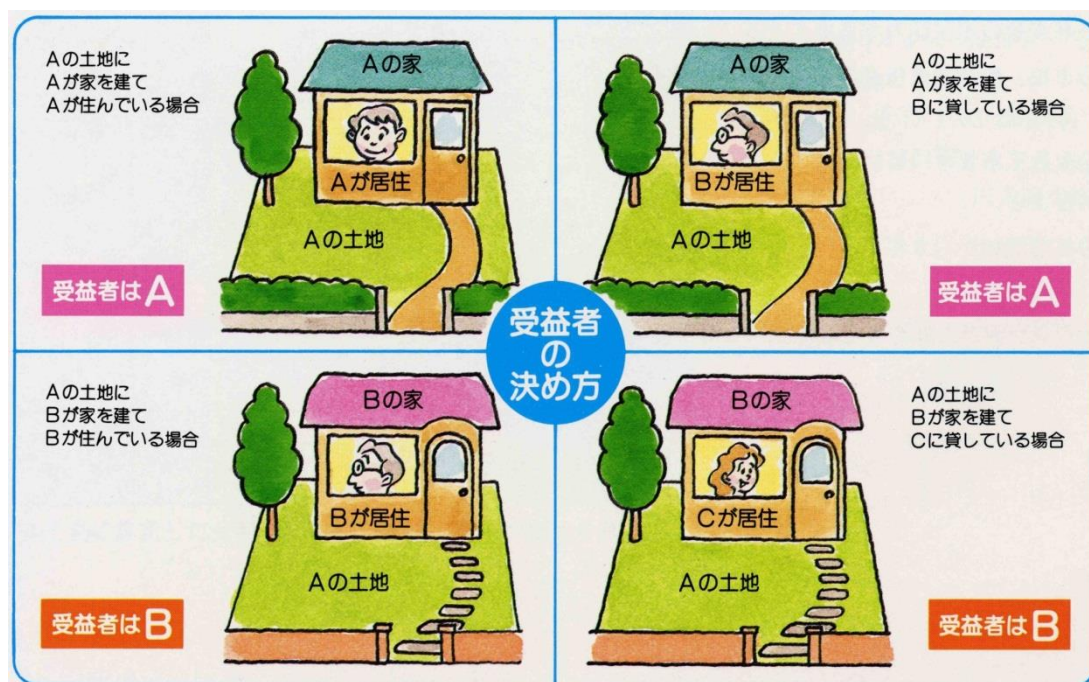
## II 受益者負担金制度の概要について

### 1. 負担金の対象となる土地

- 下水道整備区域内の土地のすべてが負担金の対象となります。  
※賦課対象区域 … 別図（P3）に示した区域が対象です。

### 2. 負担金を納める人

- 下水道整備区域内にある**土地の所有者**です。  
※その土地が地上権、質権、使用貸借、賃貸借などの目的となっている場合はその権利者が納めます。



### **3. 負担金の額**

- 所有する(又は権利を有する)土地の面積に、**単位負担金額**を乗じて算出します。
- 肱北処理区の**単位負担金額**は、肱南処理区の負担金額『**370円/m<sup>2</sup>**』と同額に決定しております。

### **4. 負担金の賦課時期**

- 当該区域を供用開始しようとする当該年度の年度当初です。
- 納付者や負担金額等の決定は、土地の所有者(又は権利者)の申告に基づいて行われます。

### **5. 負担金の納付方法**

- **5年間の分割納付**で、更に**1年を4期の納期**に分けて納付していただきます。  
(全20期)。
- なお、一括納付された場合は、納付された納期に応じ一定の割合を乗じた金額を**前納報奨金**としてお支払い(差し引いて納額)いたします。

※負担金の各年度の納期

第1期	8月1日	から	8月末日	まで
第2期	10月1日	から	10月末日	まで
第3期	12月1日	から	12月末日	まで
第4期	翌年2月1日	から	2月末日	まで

### **6. 負担金の徴収猶予**

- 災害、盗難その他の事故等が生じたことにより、納付が困難と認められる場合や、土地等の状況により徴収を猶予する必要があると認められる場合には、一定の期間、徴収を猶予します。

《別表1＝猶予基準：参照》

### **7. 負担金の減免**

- 国、県、市等の公有地にも賦課されますが、土地の状況等により減免措置が行われます。

《別表2＝減免基準：参照》

(別表1)

**受益者負担金徴収猶予基準**

徴収猶予の対象事項	被害等の程度	徴収猶予期間	摘 要
1 裁判上の係争地に係る受益者	係争が終結するまで		
2 災害により家屋に被害を受けたとき。	震災風水害 3割以上 5割以上(半壊) 7割以上(大破) 全壊	6月以内 1年以内 1年6月以内 2年以内	公の罹災証明書を添付すること。
	火災 3割以上 半焼以上 全焼以上	6月以内 1年以内 2年以内	公の罹災証明書を添付すること。
3 盗難にあったとき。	(1) 10万円以上 (2) 30万円以上 (3) 50万円以上 (4) 100万円以上	6月以内 1年以内 1年6月以内 2年以内	警察の盗難届出証明書を添付すること。
4 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	(1) 1年以上 (2) 3年以上	1年以内 2年以内	医師の診断書を添付すること。
5 公簿及び課税地目が農地等であるとき。		宅地化されるまで	
6 その他	市長が必要と認めたとき、その都度市長が決定する。		



(別表 2)

**受益者負担金減免基準**

区	分	内 容	減免率 (%)
1 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地	(1) 消防用施設用地	消防車庫等	100
	(2) 学校用地 (管理者、職員の住居に使用する敷地を除く。)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	75
	(3) 社会福祉施設 (管理者、職員の住居に使用する敷地を除く。)	社会福祉事業法第2条に基づく社会福祉事業施設 (保育所、母子寮、老人ホーム等)	75
	(4) 警察法務収容施設用地	刑務所、留置所。少年院、婦人補導所、少年鑑別所	75
	(5) 一般庁舎用地	裁判所、警察署、県庁、市役所等一般庁舎	50
	(6) 病院用地	国立病院、県立病院、市立病院	25
	(7) 公務員宿舍用地	職員寮、公舎等	25
	(8) 公営住宅用地	県営住宅、市営住宅	25
	(9) その他の土地	図書館、公民館、体育館、青少年センター、県民館等	75
2 国又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地	(国) 造幣局特別会計、印刷局特別会計、林野庁特別会計、郵政事業特別会計に属する行政財産 (県) 地方公営企業法に基づく企業に属する財産 (水道事業、電気事業、ガス事業等)	25	
3 国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地	道路、公園、水路、遊園地等の目的となる土地	100	
4 国又は地方公共団体が所有する普通財産である土地	国、県、市の普通財産	0	
5 学校教育法第1条に規定する学校で、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地(管理者、職員が住居に使用する土地を除く。)	1の(2)に準ずる	75	

区 分	内 容	減免率 (%)
6 社会福祉事業法第2条に規定する事業で、同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設用地（管理者、職員が住居に使用する土地を除く。）	1の(3)に準ずる	75
7 宗教法人法第2条に規定する神社、寺院、教会などの宗教法人が、同法第2条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地（管理者、職員が住居に使用する土地を除く。）	(1) 墓地	100
	(2) 境内地	75
8 鉄道用地	(1) 踏切	100
	(2) 駅前広場	100
	(3) 軌道用地	100
	(4) 駅舎、プラットホーム	25
	(5) その他	25
9 生活保護法により、生活扶助を受けている者が所有又は使用する土地	生活保護法による生活扶助を受けている者	100
10 文化財である土地又は建物、その他の工作物の土地	文化財保護法及び文化財保護条例により指定された文化財及び文化保存のための施設	100
11 自治会等が管理する施設に係る土地	集会所、消防用施設に供されている土地	100
12 公共の用に供している私道	両端が公道に接し、公衆用道路の形態を有し、私権を行使されないもの	100
13 その他市長が特に必要と認めた土地		その都度市長が認定する。

# 公共下水道使用料

## I 使用料について

- 公共下水道の供用が開始されますと、「処理区域」内のご家庭では、汚水を公共下水道に直接流すための**排水設備を設置**することや、汲み取り便所の場合は、**水洗トイレに改造**することが義務付けられており、下水道施設を維持管理するための費用が必要となるため、排水設備を設置された方（水洗トイレに改造された方も含む）から**使用料を徴収**します。

## II 使用料の法的根拠について

- 下水道は地方自治法第244条に規定する「公の施設」に該当するもので、公の施設については同法第225条の規定により**「使用料」**を徴収することができ、地方自治法第228条第1項により市の条例で定められています。

## III 下水道使用料について

### 1. 使用料の体系

- 経営の安定性を確保するため、使用水量に依存しない**「基本使用料」**と、使用水量に応じて支払額が増大する**「従量使用料制」**を採用しています。
- また、「従量使用料制」には、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる**「累進使用料制」**も取り入れています。

### 2. 汚水量の認定

- **上水道給水量をもって汚水量とみなす**こととしています。
- その他の水（井戸等）を使用した場合は、その使用水量によるものとし、上水道の使用実態に準じて認定することとしています。

### 3. 下水道使用料

#### 下水道使用料

(消費税込)

汚水の種類	使用料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
一般汚水	8 m <sup>3</sup>	800円	8 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	135円
			20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> まで	145円
			30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> まで	155円
			50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> まで	165円
			100 m <sup>3</sup> を超え1,000 m <sup>3</sup> まで	175円
			1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	100円
浴場汚水	1 m <sup>3</sup> 当たり			27円

#### 下水道使用料金早見表

(消費税込)

使用水量	下水道使用料	使用水量	下水道使用料	使用水量	下水道使用料	使用水量	下水道使用料
～8	880円	19	2,513円	30	4,257円	41	6,132円
9	1,028円	20	2,662円	31	4,427円	42	6,303円
10	1,177円	21	2,821円	32	4,598円	43	6,473円
11	1,325円	22	2,981円	33	4,768円	44	6,644円
12	1,474円	23	3,140円	34	4,939円	45	6,814円
13	1,622円	24	3,300円	35	5,109円	46	6,985円
14	1,771円	25	3,459円	36	5,280円	47	7,155円
15	1,919円	26	3,619円	37	5,450円	48	7,326円
16	2,068円	27	3,778円	38	5,621円	49	7,496円
17	2,216円	28	3,938円	39	5,791円	50	7,667円
18	2,365円	29	4,097円	40	5,962円	100	16,742円

#### 使用水量の決め方

- ・水道水の場合 → 水道水の使用水量とします。
- ・井戸水の場合 → 3人までの世帯は、1人につき8 m<sup>3</sup>、4人以上の世帯は、4人目から1人につき4 m<sup>3</sup>とし、加算します。
- ・併用の場合 → 井戸水で算出された水量の1/2と水道水の使用水量を合算したものとします。

○下水道使用料のお支払いは、次の方法により納付することができますが、より便利な口座振替をご利用ください。

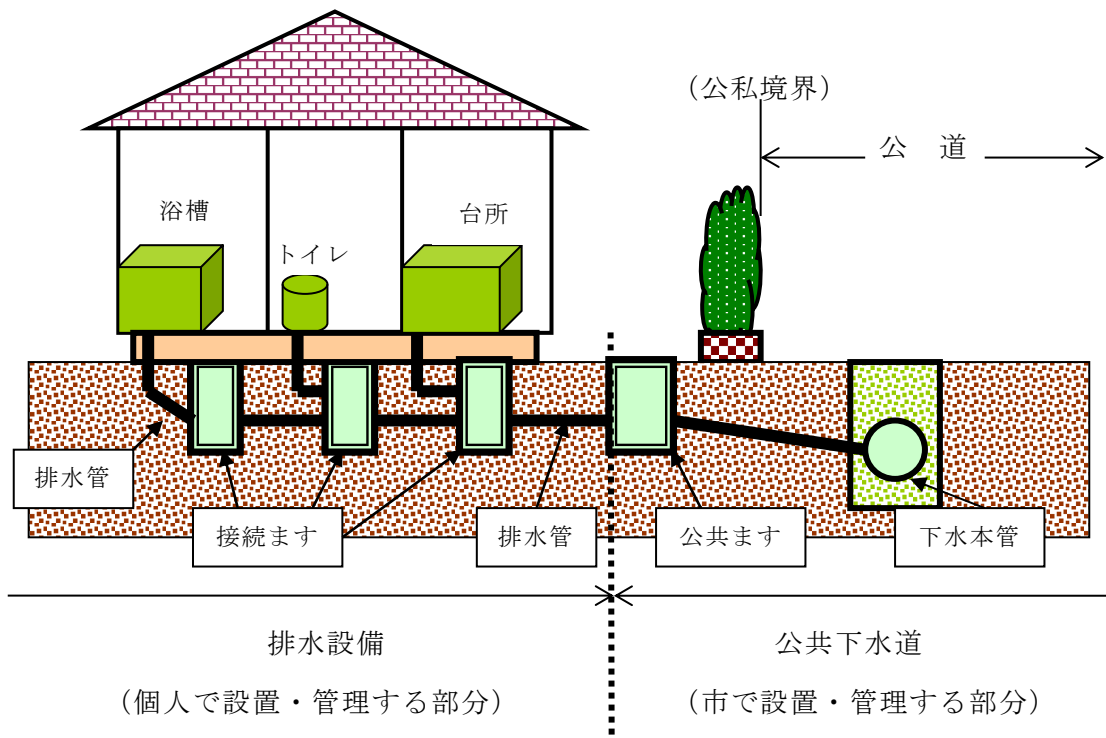
- ・口座振替 … 指定金融機関から口座振替で納付する方法です。
- ・納付制 …… 納付書によって指定金融機関で納付する方法です。

# 排水設備の設置

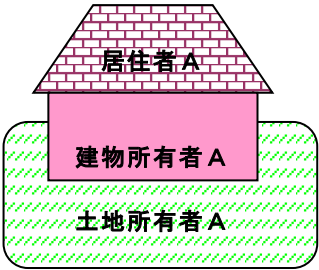
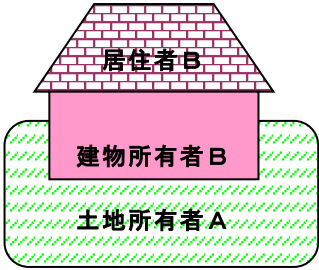
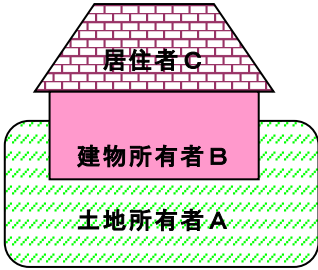
## I 設置の意義について

- 公共下水道が整備され、終末処理場で下水の処理が開始されるようになりますと、「処理区域」内のご家庭では、**供用開始の日から6ヶ月以内**に汚水を公共下水道に直接流すための**排水設備を設置**していただくことになります（下水道条例第4条）。
- 排水設備は、排水管や接続ますなどからなっており、各家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための設備で、個人で設置し管理を行っていただくことになります。
- なお、**汲み取り便所の場合は、供用開始の日から3年以内**に、公共下水道に直接流す「**水洗トイレ**」に改造していただくことにもなっています（下水道法第11条の3）。

### 【排水設備の設置例】



- 水洗化工事（排水設備工事）は、建物の所有者に義務付けられています（下図の例を参照）。また、この工事は、排水設備工事について知識・技能を有するものとして大洲市が指定した「**排水設備指定工事店**」でなければ出来ないように条例で定められていますので、必ず指定工事店に依頼してください。

例－１	例－２	例－３
		
土地所有者(A)、建物所有者(A)、居住者(A)が同一の場合＝設置者は(A)	建物所有者(B)と居住者(B)が同一で、土地所有者(A)が異なる場合＝設置者は(B)	土地所有者(A)、建物所有者(B)、居住者(C)がそれぞれ異なる場合＝設置者は(B)

## Ⅱ 水洗便所改造資金融資あっせん制度について

- 既存の汲み取り便所を水洗トイレに改造（浄化槽を廃止し、汚水ますに直結する工事及び排水設備工事を含む。）する際、市が利子を支払う「**水洗便所改造資金融資あっせん制度**」を設けています（下水道法第11条の3第6項）。

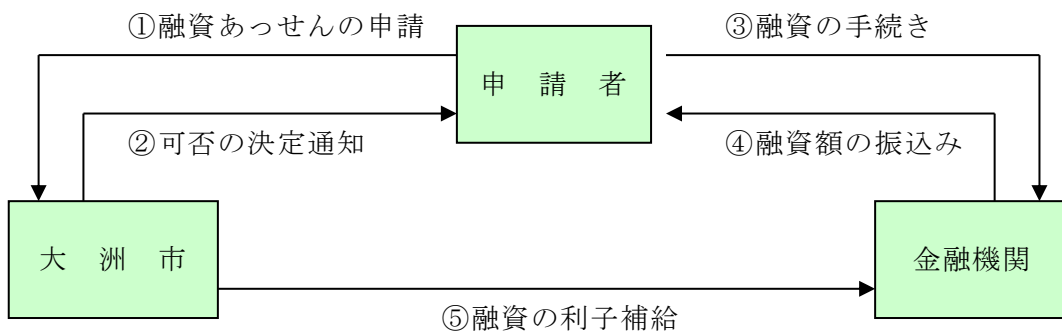
### 1. 助成の対象

- 処理区域内の家庭で、処理開始の日から3年以内に建築物の汲み取り便所を水洗トイレに改造したり、既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に直結する工事等を行う場合等で、次の条件を満たしている個人を対象とします。
- ①処理区域内の建築物の所有者または改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者
  - ②公共下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び市税等を完納している方
  - ③改造資金を一時に負担することが困難である方
  - ④融資額の返済能力がある方
  - ⑤市内在住の確実な連帯保証人を有する方

## 2. 融資あっせんの内容

- 融資あっせん額・・・ 改造工事1件につき5万円以上50万円以内。  
※改造工事1件とは、1個の便槽及び1個の浄化槽を改造するもの。
- 融資額の返済・・・ 融資を受けた月の翌月から50ヶ月以内。
- 利子の支払・・・ 利子は**無利子**とします。(市が**利子補給**します)
- 償還方法・・・ **毎月元金均等**で償還していただきます。(毎月1万円)
- 取扱金融機関・・・ 指定した金融機関とします。

## 3. 融資あっせんの手続き



## 4. 融資あっせんの取消し及び融資額等の返還

- 融資決定を受けた方が次の事項に該当した場合は融資あっせんを取り消し、既に融資を行っている場合には融資額及び利子の返還を行っていただきます。
  - ① 融資条件を欠くこととなったとき。
  - ② 偽り、その他不正な手段により融資を受けたとき。
  - ③ 償還を2ヶ月以上怠ったとき。
  - ④ その他市長が融資の取消しを必要と認めたとき。

# 公共汚水柵設置承諾書

令和 年 月 日

大洲市長 二宮 隆久 様

住 所

氏 名

電話番号

公共下水道整備に伴い、下記位置図の箇所に

を設置することを承諾します。

公共汚水柵及び取付管  
取付管（キャップ止め）

設置場所： 大洲市

## 設 置 位 置 図



土地所有者同意欄

（建物の所有者と土地の  
所有者が異なった場合）

上記工事の実施については、異議がないので  
同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名



大洲市公共下水道排水設備指定工事店一覧 (五十音順)

令和4年5月2日現在

大洲地区	
1	㈱アサノ設備大洲支店 大洲市北只692番地1
2	樹設備 0893-24-0783 大洲市白滝甲301番地
3	0893-26-1255 大洲市多田甲875番地
4	0893-24-2216 大洲市田口甲1046番地2
5	0893-25-2858 大洲市徳森2383番地6
6	0893-26-1359 大洲市八多喜町甲1079番地4
7	0893-24-6289 大洲市高山甲872番地
8	0893-24-3674 大洲市柚木339番地2
9	0893-25-4684 大洲市菅田町菅田甲828番地1
10	0893-24-0013 大洲市五郎字慶雲寺甲1504番地3
11	0893-25-1175 大洲市菅田町菅田甲917番地1
12	0893-25-2944 大洲市徳森2245番地30
13	0893-24-2272 大洲市真大洲55番地1
14	0893-26-0537 大洲市八多喜町甲170番地2
15	0893-25-3150 大洲市新谷乙1182番地2
16	0893-26-0875 大洲市善賢甲300番地
17	0893-57-8027 大洲市菅田町菅田甲784番地1
18	0893-24-2329 大洲市田口甲30番地2
19	0893-26-0602 大洲市善賢甲1198番地
20	0893-24-3586 大洲市柚木481番地1
21	0893-24-4519 大洲市東大洲589番地
22	0893-23-5713 大洲市北只658番地1
23	0893-23-2352 大洲市若宮1113番地1
24	0893-25-0211 大洲市徳森248番地
25	080-5742-2161 大洲市大洲288-2
26	0893-24-5704 大洲市田口甲2481番地1
27	0893-26-0020 大洲市八多喜町甲220番地1
28	0893-25-4178 大洲市柚木951番地36
29	0893-25-5335 大洲市菅田町菅田甲2274番地1
30	0893-24-5351 大洲市東大洲73番地1
31	0893-24-5811 大洲市田口甲34番地2
32	0893-24-8783 大洲市大洲880番地91
33	0893-25-0242 大洲市新谷乙1988番地01
34	0893-24-3141 大洲市菅宮628番地1
35	0893-24-3043 大洲市中村542番地1
36	0893-25-1001 大洲市徳森248番地
長浜地区	
1	㈱一宮工務店 大洲市白滝甲301番地
2	0893-52-0503 大洲市長浜町下河原甲882番地
3	0893-57-0122 大洲市豊茂乙310番地
4	0893-52-1531 大洲市長浜町上老松6番地12
5	0893-52-1289 大洲市長浜町下須成甲487番地
畠川地区	
1	㈱ひじ建 大洲市畠川町山鳥坂346番地

市外	
1	㈱愛水松山支店 089-968-7122 松山市南吉田町370番地1
2	㈱アライアンド 089-952-2244 松山市松ノ木1丁目2番50号
3	㈱アライ水産工業所 089-945-1275 松山市竹原4丁目9-13
4	㈱イミズ設備 089-904-2105 東温市則之内乙240番地1
5	㈱稲月電機設備 0893-44-4104 喜多郡内子町五十崎甲1048番地
6	㈱井上設備工業 0894-26-0184 八幡浜市日土町8番地184番地
7	井門電気水道設備㈱ 0893-43-1058 喜多郡内子町五十崎甲856番地1
8	内山建材㈱ 0893-44-2185 喜多郡内子町内子1077番地
9	(資)愛媛水道 0895-22-2885 宇和島市鶴島町8番21号
10	愛媛化水サービス㈱ 089-971-2230 松山市伊免西2丁目3番11号
11	㈱大塚組 0894-66-0155 西予市宇和町伊延西18番地
12	㈱勝山水道工業所 089-975-4477 松山市三町三丁目3番34号
13	㈱カトウ 089-983-7900 松山市桑原三丁目15番11号
14	㈱カワハラ 089-924-4670 松山市木屋町2丁目4番地7
15	共友工業㈱ 089-923-7078 松山市久乃ノ台941番地1
16	クボタ設備 0894-24-6335 八幡浜市布喜川甲80番地7
17	坂井建設㈱ 0893-44-4333 喜多郡内子町城廻19番地
18	㈱西井設備 089-957-4380 松山市井門甲1343番地10
19	重松兄弟設備㈱ 089-978-2011 松山市谷町甲78番地1
20	水道サービス吉川 090-2895-1398 東温市衛河原181-2
21	すいどう屋 愛幸 0895-49-2337 宇和島市柚原甲1929番地10
22	㈱大協設備商會 089-943-0167 松山市小翼7丁目13-22
23	㈱大和設備 089-958-8322 松山市居相1丁目3番3号
24	㈱タナカ 089-918-9416 松山市古川西二丁目3番5号
25	㈱合口水道工業所 0894-22-0549 八幡浜市北浜二丁目2番4号
26	㈱田丸電気水道設備 0893-44-2224 喜多郡内子町内子1629番地
27	㈱子葉設備 0894-24-2819 八幡浜市古町二丁目2番29号
28	豊田冷機工業㈱ 0895-22-4368 宇和島市東町1丁目6番7号
29	㈱野本設備 0894-24-1188 八幡浜市大平1番地807番地
30	㈱藤川設備 0895-49-1543 宇和島市保田甲283番地1
31	藤田設備 089-973-2285 松山市高岡町733番地21
32	㈱藤本配管 089-970-8287 松山市南高井町甲1792番地1
33	㈱松本設備 089-963-5760 松山市東方町甲2329番地1
34	㈱松見水道 0894-36-0027 八幡浜市保内町川之石1番地23番地35
35	㈱松山水道工業所 089-943-0943 松山市和泉北2丁目5番27号
36	㈱ムルイ設備工業 0897-56-4205 西条市福武甲1194番地2
37	㈱みずき 089-908-7320 松山市井門町684番地4
38	三原設備㈱ 0894-36-0718 八幡浜市扇内町喜木1番地479番地
39	㈱村上水道工業所 0894-22-3890 八幡浜市須4番地872番地8
40	村上水道サービス 0895-22-5048 宇和島市喜松甲217番地5
41	室設備 090-3787-4524 松山市北瀬原町1004番地8
42	㈱明成 0895-24-0050 宇和島市伊吹町甲132番地1
43	森川設備 0894-27-0233 八幡浜市川之内2-124-4
44	藝師幸興業㈱ 090-5910-0077 西予市宇和町仰之町3丁目180番地
45	山下設備 0894-23-1902 八幡浜市1328番地2
46	山本設備㈱ 089-979-3460 松山市太山寺町2289番地4
47	ゆたか設備 089-984-8568 伊予郡松前町大字西高柳104番地2



